

第5 治山工事監督要領細則について

平成16年4月1日 15東治第204号

東北森林管理局長より

青森事務所長及び各森林管理(支)署長あて

治山工事監督要領細則について

治山工事の監督業務に当たっては、「国有林野事業特別会計請負工事監督・検査実施要領」(昭和49年4月8日49林野経第157号)に定めるもののほか、細部の取り扱いとして別紙のとおり「治山工事監督要領細則」を定めたので、今後はこれにより適正かつ厳正に遂行されたい。

治山工事監督要領細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この治山工事監督要領細則（以下「細則」という。）は、国有林野事業特別会計請負工事監督・検査実施要領（昭和49年4月8日49林野経第157号。以下「実施要領」という。）第28条の規定に基づき、東北森林管理局管内における請負契約による治山工事（以下「治山工事」という。）の監督に関する細則を定めたもので、監督職員の適正かつ厳正な監督業務の遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 治山工事の監督業務は、他法令、契約約款及び実施要領に定めるもののほか、この細則によって行わなければならない。

(一般的注意)

第3条 監督職員は、技術指導に心がけるとともに、工事の粗漏及び出来高不足等を生じることのないよう注意しなければならない。

2 監督職員は、監督業務の計画的な遂行に努めるとともに、契約書、契約約款、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答を含む。以下、これらを「設計図書」という。）に定められた事項の適確かつ敏速な措置に努めなければならない。

第2章 一般的業務

(実行に伴う事務処理)

第4条 監督職員は、次の事項をいずれも時期を失することなく確実に行わなければならない。

- (1) 請負代金内訳書の検討及び副申
- (2) 工事工程表の検討及び副申
- (3) 現場代理人届及び主任技術者届の検討及び副申
- (4) 施工管理書類の確認
 - ア 施工管理担当者届
 - イ 使用機械調書
 - ウ 仮設備等計画図
 - エ 施工体制台帳及び施工体系図

- (5) レディーミクストコンクリート配合報告書及び配合設計基礎資料の検討並びに承認
- (6) コンクリート打設計画及びコンクリートポンプ施工計画（変更計画を含む。）の検討並びに承認
- (7) 着工の確認
- (8) 工事施工状況の把握及び報告
- (9) 工事の変更又は中止等の検討及び副申
- (10) 災害報告書の作成及び報告
- (11) 工期延期願の副申
- (12) 部分検査願の副申
- (13) 完成の確認及び完成届の副申
- (14) その他必要な事項

（施工管理の基準）

第5条 監督職員は、「治山工事の施工管理の基準の制定について」（昭和46年1月21日付け46林野業第3号、以下「施工管理基準」という。）に基づいて、請負者に工程管理、出来高管理及び品質管理等必要な施工管理を行わせなければならない。

2 監督職員は、施工管理が適切に行われていないことを確認したときには、すみやかにその改善のための適切な措置をとらなければならない。

（証拠図書類の作成整備）

第6条 監督職員は、監督業務を遂行するうで行った指示、承諾、確認及び検査等はすべて監督日誌に記録しておかなければならない。

2 監督職員は、次の事項について証拠図書類を整備しなければならない。

- (1) 完成図書の確認
- (2) 各工種ごとの出来高数量図書の確認
- (3) 監督日誌の記入、工事日報の確認
- (4) 支給材料に関する物品交付通知書の控、交付物品精算書及び物品返納通知書
- (5) 材料採取場所及び工場の確認
- (6) コンクリート工関係
 - ア レディーミクストコンクリート配合報告書及び配合設計基礎資料
 - イ コンクリートポンプ施工計画書
 - ウ レディーミクストコンクリート納入書
- (7) 工事写真の確認及び整理
- (8) 試験調書の確認及び整理
- (9) その他必要な事項

(工事材料の検査)

第7条 実施要領第8条の工事材料の検査は、次によらなければならない。

- (1) 工事材料は所定の場所に集積させて行うこと。
 - (2) 工事材料の検査はすべてについての検査を原則とし、これによりがたいものについては見本検査または抽出検査とすること。
 - (3) 工事材料の品質、規格は設計図書に定めてあるとおりのものとする。ただし、品質、規格の明らかでないものについては中等程度のものとする。
 - (4) 鋼製ダム用鋼材は、必要に応じて品質証明書、溶接証明書により検査すること。
- 2 監督職員は、工事材料の検査の結果、措置を必要とするものについては次によらなければならない。
- (1) 検査の結果不合格のものはその理由を明示し、すみやかに除去させること。
 - (2) 現場採取のものにあつては、採取上注意すべき事項を指示すること。
 - (3) 指定と異なる工事材料であっても、品質、規格が同等以上のもので目的達成上支障がないときは、支出負担行為担当官等の承認をうけ使用させることができる。

(施工又は調合のための立会等)

第8条 監督職員は、実施要領第9条に基づく施工若しくは調合についての立会又は調合についての見本検査を他に定めのある場合のほか、次の場合について行わなければならない。

- (1) 工作物の基準となる基準標（BM）及び丁張等を設定し、またはこれを移動する場合
 - (2) 工作物の明視できない部分又は重要な部分を施工する場合
 - (3) コンクリート等の材料を調合する場合
 - (4) その他必要がある場合
- 2 監督職員は、前項の立会又は見本検査の結果、異常が認められた場合は、すみやかに適切な措置をとらなければならない。
- やむを得ない事情により立会できないため、試験資料又は工事写真等の記録により確認を行った場合も同様とする。

(設計変更)

第9条 実施要領第12条に基づき工事内容の変更を必要とする事項は次のとおりとする。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないとき
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏が発見され、それが工作物の構造、数量又は金額に影響を及ぼすとき
- (3) 工作物の構造を変更する必要が生じたとき
- (4) 工種若しくは種別を新設し又は廃止するとき
- (5) 工種又は種別の数量、又は金額を増減する必要が生じたとき
- (6) 位置を変更するとき

- (7) 工事材料の品質、又は規格を変更するとき
- (8) その他設計図書で明示されていない施工条件について予期しない特別の状態が生じたとき

第3章 確認の要点

(測 標)

- 第10条** 監督職員は、治山工事によって設置される構造物周辺について、工事着工前に請負者に起工測量及び設計図との照査を行わせるとともに、これを確認しなければならない。
- 2 工事の施工によって取除かれる測量杭等は、着工前に安全な位置へ引照点を移設させ、これを確認しなければならない。
 - 3 基準標（BM）が工事によって失われるおそれがあるとき又は施工上特に必要があるときは、請負者に仮BMを設けさせ、これを確認しなければならない。

(丁 張)

- 第11条** 監督職員は、工事にあたって設計図書に基づいた丁張を請負者に設置させ、必ずこれを確認しなければならない。

(外部から明視できない部分の確認)

- 第12条** 監督職員は、工事目的物のうち施工後に使用材料の形状、寸法、規格、品質、数量、工種区分等が明瞭に判断できない部分については、施工の過程においてこれらを確認しなければならない。

(出来形の確認)

- 第13条** 監督職員は、出来形の確認を行った場合、その経緯を明らかにした図書類を作成して保存しなければならない。この場合、現地の実際の形状と契約に基づく支払対象部分をそれぞれ明瞭に区分し記録しておかなければならない。

(構造物の確認)

- 第14条** 構造物の方向、長さ、幅、高さ等については、実測によって確認しなければならない。
- 2 構造物の実測は、施工管理基準に基づき次により行うものとする。
 - (1) 構造物の方向は、構造物の中心線を基準として実測とすること
 - (2) 長さ及び幅は、個々の変化点ごとに鋼巻尺又は光波測定器で実測すること
 - (3) 高さは、BMを基準としてレベル又は光波測定器で実測すること
 - (4) 山腹工作物の高さは、必要に応じて鋼巻尺又は光波測定器で実測すること

(床堀工の確認)

- 第15条** 床堀工については、その長さ、幅及び深さを実測によって確認しなければならない。
- 2 床堀工の確認に当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 法の勾配

- (2) 捨土の処理
- (3) 地質の状況及び湧水の状況とその措置
- (4) 掘越しの有無とその措置

(杭打工の確認)

第16条 杭打工については、打込方法の適否に留意し、配列状況及び打込数量を確認しなければならない。

(コンクリート工の確認)

第17条 コンクリート構造物については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 型わく位置、形状、材料及び組立て方法
 - (2) コンクリート打込み方法並びに突固め及び締固めの方法
 - (3) 打継目の位置、構造、処理等の状態
 - (4) 養生期間及び方法
 - (5) 型わくの取りはずし日
 - (6) 鉄筋の寸法、規格及び配筋の状況
 - (7) 水中、寒中、暑中コンクリート等についての諸注意
- 2 コンクリート工については、施工管理基準に基づき次の事項について請負者に工事記録を作成させ、これを確認しなければならない。
- (1) 打設量
 - (2) スランプ
 - (3) 空気量 (AEコンクリートの場合)
 - (4) 強度試験の結果
 - (5) 型わくの取りはずし日及び養生方法
 - (6) 鉄筋組立て状態
 - (7) 天候及び気温
 - (8) その他必要な事項
- 3 コンクリート工については、必要に応じて注水試験を実施して品質を確認しなければならない。
- 4 鋼製による構造物については、特に鋼材の規格、品質、組立状態及びコンクリートへの埋込み状態等について確認しなければならない。

(石積工の確認)

第18条 石積工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 床堀の状態
- (2) 法の勾配
- (3) 石の規格及び品質

- (4) 石の積み方
- (5) 合端の状態
- (6) 胴込め又は裏込めコンクリートの質、量及びてん充の状態
- (7) 裏込め礫の規格、量及び突固めの状態
- (8) 天端仕上げ
- (9) 排水孔及び縁切れの状態

2 コンクリートブロック積工の確認については、石積工の確認に準じて行うものとする。

(積苗工の確認)

第19条 積苗工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 使用材料の規格及び品質
- (2) 階段幅及び切付け状態
- (3) 張付けの状態
- (4) 盛土の踏みしめの状態
- (5) 犬走りの幅
- (6) 仕上がり寸法

(編柵工の確認)

第20条 編柵工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 使用材料の規格及び品質
- (2) 階段幅及び切付け状態
- (3) 杭の打ち方、配列及び方向
- (4) 帯梢の編み方
- (5) 裏込め土の踏みしめ状態
- (6) 犬走りの幅
- (7) 仕上がり寸法

(筋工の確認)

第21条 筋工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 使用材料の規格、品質及び種別
- (2) 階段幅及び切付け状態
- (3) 埋込み又は敷並べの状態
- (4) 使用材料の使い方
- (5) 仕上がり寸法

(植生盤工の確認)

第22条 植生盤工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 使用材料の規格及び品質
- (2) 材料の使用量
- (3) 材料の配合
- (4) 種子の混合状態
- (5) 地拵えと張付けの状態
- (6) 目串の状態
- (7) 種子の発芽条件

(伏工等の確認)

第23条 伏工、被覆工、播種工等については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 使用材料の規格及び品質
- (2) 地拵えと張付けの状態
- (3) 種子の発芽条件

(水路及び暗渠工の確認)

第24条 水路及び暗渠工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 使用材料の規格及び品質
- (2) 地拵えの状態
- (3) 位置、方向、勾配及び形状
- (4) 集水部の状況
- (5) 仕上がり方法

(法切り及び整地の確認)

第25条 法切及び整地については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 法勾配及び仕上げ
- (2) 法頭の処理
- (3) 切取り土砂の処理

(種子吹付工の確認)

第26条 種子吹付工については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 工法及び使用材料の規格寸法
- (2) 材料の混合割合及び撒布順序
- (3) 気象、撒布量及び種子の発芽状態

(治山造林の確認)

第27条 治山造林については、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 苗木の状態
- (2) 苗木の間隔、樹種の混合及び配列の状態

- (3) 仮植の場所の選定、方向、角度、履土及び日除けの状態
- (4) 苗木運搬の方法
- (5) 植穴の直径及び深さ
- (6) 苗木取扱いの状態
- (7) 苗木と基肥の間隔
- (8) 植付後の踏固めの状態

(その他の工種)

第28条 その他の工種については、設計図書に基づき使用材料、施工状況、仕上がり寸法等について確認しなければならない。

第4章 証拠書類の作成整備の方法

(一般的事項)

第29条 実施要領第20条、第21条及び第22条並びに基準細則第6条に定める証拠書類の作成整備は、本章に定めるところにより行うものとする。

(完成図書)

第30条 完成図書は、請負者から提出される施工管理基準に基づく出来形図について監督職員が最終出来形図として確認したものとする。

(各工種ごとの出来形数量図書)

第31条 コンクリート工作物については施工管理基準に基づき請負者から提出されるコンクリート打設図及び出来形図、山腹工については種別ごとに平面図、正面図、断面図等とする。

2 前項の図面には施工年月日及び出来形数量を記入させるものとする。また、これらの図面以外で確認を必要とするものについては、監督日誌に明記するものとする。

(監督日誌及び工事日報)

第32条 監督日誌は、別紙様式1により、監督に従事した日について記入するものとする。また、書面により指示及び確認等を行ったものについては、その書面を添付するものとする。

2 工事日報は、着工から完成までの期間について作業内容、工事材料の使用状況、就労人員等を記入させ確認するものとする。

(工事写真)

第33条 工事写真は、施工管理基準に基づき請負者が撮影して整備するものとし、特に必要がある場合には監督職員が写真を撮影し整備するものとする。

(試験調書)

第34条 試験調書は請負者が実施したものと監督員が実施したものに区分して、次により整備するも

とする。

- (1) 品質試験は、施工管理基準に基づき整理する。
- (2) 注水試験は、その結果（実施月日、位置、深さ、減水深、時間等）を構造図に記入する。

第5章 完成報告及び処理

（設計図書等と出来形の不一致）

第35条 工事の施工にあたり、契約書、契約約款及び設計図書（以下本条において「設計図書等」という。）と出来形の間に差を生じた場合は、実情を十分検討し、次により速やかに所定の手続きをす
る措置をとらなければならない。

- (1) 設計図書等と出来形の差が別に示す治山工事検査基準細則の公差以内の差である場合は、完成として取扱うものとする。
- (2) 設計図書等と出来形の差が公差以上の数量増の場合は、その原因を検討のうえ、請負者の責に帰すべきものと認められるときは支払いの対象とならないものとして処理するものとする。
- (3) 設計図書等と出来形の差が公差以上の数量減の場合は、その原因を検討のうえ、不足数量を施工させ、出来形数量を再確認のうえ処理するものとする。

なお、公差以上の数量減の場合で、目的達成上支障がないと認められる場合には、出来形精算するものとして処理するものとする。

（完成報告）

第36条 実施要領第23条の工事完成報告書は、別紙様式2により作成するものとし、第6条に定める証拠書類等を添えて、局実行にあつては森林管理局長、署等実行にあつては森林管理署長等に報告するものとする。

第6章 雑 則

第37条 防災林造成、保安林整備、保安林管理道整備、治山資材運搬路及び建設については、この細則によるほか、造林、林道及び営繕の監督要領細則を準用する。

様式第1号

月 日 曜日		天 候		気 温		監督職員		
監督業務 内容								
指示・承諾 協議等事項								
確認 ・ 検査 事項	項目	品名	検査方法	数量	検査結果の措置	適要		
	工事材料の検査							
	調合検査			/				
	その他							

平成 年 月 日

森林管理（支）署長 殿

監督職員

治山工事完成報告書

下記のとおり工事が完成したので復命します。

記

1. 監督職員発令 平成 年 月 日
2. 実行期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
3. 実行経過書類 別添のとおり
 - (1) 完成図
 - (2) 監督日誌、工事日報
 - (3) コンクリート打設図
 - (4) 試験記録
 - (5) 工事記録写真
 - (6) その他
4. 完成検査野帳 別紙のとおり